

消費生活センター 11月の話題

- 架空請求詐欺に注意!! -

飯田市でも
被害発生!!

市内の70代男性の携帯電話に「**利用料金**についての話がある」というメールが届いた。記載されていた番号に電話をすると、男から「携帯電話が**ウイルスに感染**している。除去に費用がかかる」「あなたのウイルスで新たな被害者が出た」などと言われ、ATMで指定された口座に総額120万円を振り込んでしまった。

架空料金請求詐欺とは…

- 架空の事実を口実とし金銭をだまし取る手口です。
- 事例の様にインターネットウイルスに感染したかのように思わせる手口その他、インターネット事業者を名乗るものから「**未納料金がある**」というメールが届く手口もあります。
- メールに記載された番号に電話をすると「払わないと裁判になる」「今日中に払わないと料金が倍になる」などと、すぐに払ったほうが良いと思いきまされます。
- 支払方法に**電子マネー**を指定されることもあります。

ポイント • 記載された連絡先に電話をせず、**無視しましょう!**

- 「コンビニで電子マネーを買って」という指示は詐欺の可能性が高いです。
- 個人情報や暗証番号は伝えないようにしましょう。



飯田警察署 ☎0265-22-0110

飯田市消費生活センター 消費者ホットライン

☎0265-22-4530

[局番なし] 188 (いやや)

不安を感じたら
早めに
相談しましょう